

# 進路だより

## 公立高校の出願変更について

1月26日(月)に公立高校の出願状況が発表されます。その後、出願変更を1度だけ行うことが可能となりますので、以下に情報を整理させていただきます。

### 1. 日程

①・出願状況の発表 1月26日(月)10:00(Web上)

・出願状況の中間発表 1月29日(木)中(Web上)

・出願状況の最終発表 2月12日(木)10:00(Web上)

### ②当初出願した高校での受付日と時間

・1月27日(火)、1月28日(水)、1月29日(木)、1月30日(金)、2月2日(月)の5日間となります。

・1月31日(土)と2月1日(日)は受付日ではありません。

・9:00~16:30が受付時間となります。ただし、2月2日(月)のみは9:00~16:00が受付時間となります。

### 2. 出願変更の申請方法の大枠

※以下の内容は大枠であり、実際の手続きは、これ以上にたくさんの事務作業が必要になります。

※詳しい事務作業の内容は、裏面の「出願変更の手続きについて」をご確認ください。

①出願変更の中学校へのお申し出は保護者から担任へ電話連絡をお願いいたします。

また、担任へのご連絡は1月29日(木)までを目途に行っていただきたいと存じます。

30日(金)以降のご連絡からの動き出しでは、この上なく難しい日程となってしまうためです。

②保護者の方に中学校に来校していただき必要書類の受取をお願いいたします。

お受け取りになられました書類に必要事項を記入し、書類の作成をお願いいたします。

③完成後の必要書類を中学校で点検させていただきます。

点検後に保護者の方へ書類を返却させていただきます。

④中学校から書類をお受け取りになられましたら、当初出願した高校へ保護者の方に行っていただき手続きをしていただきます。ご理解とご協力ををお願いいたします。

⑤当初出願した高校から「出願変更承認書」が発行されます。

お受け取りになられた「出願変更承認書」を中学校の担任に提出いただき、手続きが完了となります。

注意「道立から市立」「市立から道立」の場合は さらに手続きが必要となります。

最後に進路説明会で説明させていただいた内容を、もう一度確認させていただきます。

「最初に出願した高校は、保護者と生徒の間で十分な話し合いの後に、自分自身の意思で決定したものです。特別な事情がある場合は、出願変更が必要だと考えられます。しかし、発表された出願倍率だけを見て行う出願変更は、この上なく慎重に判断することが大切です。」

以上です

## 出願変更の手続きについて

出願変更の申し出は保護者から担任へ**1月29日(木)**までに電話連絡をお願いします。



(1)で第2志望と第3志望のみの変更はできません。  
第1志望の変更が必要になります。

例 出願変更 市立札幌新川高等学校・全日制・普通科

「市立→道立」「道立→市立」の出願変更の場合  
受検料が、後日銀行に振り込まれます。口座番号を確認してください。  
書類の保護者の名前と銀行口座の保護者の名前は、願書と一致する必要があります。